

平成26年12月市議会定例会提出予定案件

(諮問)

- 1 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 2 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 3 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 4 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 5 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて

(議案)

- 1 専決処分につき承認を求めることについて
(平成26年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第3号))
- 2 茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
- 3 茨木市監査委員選任につき同意を求めることについて
- 4 茨木市職員定数条例の一部改正について
- 5 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 6 茨木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 7 茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について
- 8 茨木市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 9 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 10 茨木市立子育て支援総合センター条例の一部改正について
- 11 茨木市駐車場条例の一部改正について
- 12 茨木市市民会館条例の一部改正等について
- 13 茨木市福祉文化会館条例の一部改正について
- 14 茨木市市民総合センター条例の一部改正について
- 15 茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正について
- 16 茨木市立生涯学習センター条例の一部改正について

- 17 茨木市立ギャラリー条例の一部改正について
- 18 茨木市都市公園条例の一部改正について
- 19 茨木市運動広場条例の一部改正について
- 20 茨木市立市民体育館条例の一部改正について
- 21 茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例の一部改正について
- 22 茨木市立男女共生センター条例の一部改正について
- 23 茨木市市民農園条例の一部改正について
- 24 茨木市里山センター条例の一部改正について
- 25 茨木市教育施設等使用条例の一部改正について
- 26 茨木市公民館条例の一部改正について
- 27 茨木市立青少年センター条例の一部改正について
- 28 茨木市青少年野外活動センター条例の一部改正について
- 29 茨木市総合計画（第5次）基本構想について
- 30 茨木市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 31 茨木市立西河原市民プールの指定管理者の指定について
- 32 茨木市高齢者活動支援センターの指定管理者の指定について
- 33 茨木市多世代交流センターの指定管理者の指定について
- 34 茨木市多世代交流センター及び茨木市立老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 35 市営土地改良事業の施行について
- 36 工事請負契約締結について（市道福井宿久庄線（山麓線2工区）橋梁上部工（第1・2橋梁）新設工事）
- 37 平成26年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第4号）
- 38 平成26年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 39 平成26年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

（報 告）

- 1 平成26年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 2 平成26年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について

諮問第4号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現委員	つじぐち えみこ 辻口 恵美子
○ 任 期	平成27年3月31日任期満了 初就任 平成18年1月1日就任 3期目（任期3年）
○ 選任予定者	
諮問第5号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現委員	うらの ゆみこ 浦野 祐美子
○ 任 期	平成27年3月31日任期満了 初就任 平成21年4月1日就任 2期目（任期3年）
○ 選任予定者	
諮問第6号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現委員	かじ たか はる 梶 隆 治
○ 任 期	平成27年3月31日任期満了 初就任 平成24年4月1日就任 1期目（任期3年）
○ 選任予定者	
諮問第7号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現委員	やま だ ひろみ 山田 ひろ美
○ 任 期	平成27年3月31日任期満了 初就任 平成24年4月1日就任 1期目（任期3年）
○ 選任予定者	
諮問第8号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現委員	にし の つじ いさお 西之辻 功
○ 任 期	平成27年3月31日任期満了 初就任 平成24年4月1日就任 1期目（任期3年）
○ 選任予定者	

議案第 67 号	専決処分につき承認を求めることについて (平成 26 年度大阪府茨木市一般会計補正予算 (第 3 号))																				
<p>◎ 地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求める。</p> <p>○ 平成 26 年 12 月 14 日執行の衆議院議員総選挙執行経費の追加</p> <p>○ 補正額 80,652 千円 (補正後 88,850,261 千円 - 補正前 88,769,609 千円)</p> <table border="0" data-bbox="188 439 1254 633"> <tr> <td>(歳入)</td> <td></td> <td>(歳出)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・国庫支出金</td> <td>80,652 千円</td> <td>・人件費</td> <td>26,021 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・物件費</td> <td>51,171 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・補助費等</td> <td>4 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・投資的経費</td> <td>3,456 千円</td> </tr> </table> <p>・専決日 平成 26 年 11 月 22 日</p>		(歳入)		(歳出)		・国庫支出金	80,652 千円	・人件費	26,021 千円			・物件費	51,171 千円			・補助費等	4 千円			・投資的経費	3,456 千円
(歳入)		(歳出)																			
・国庫支出金	80,652 千円	・人件費	26,021 千円																		
		・物件費	51,171 千円																		
		・補助費等	4 千円																		
		・投資的経費	3,456 千円																		
議案第 68 号	茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて																				
<p>○ 現委員 <small>きょうかね ゆきこ</small> 京 兼 幸 子</p> <p>○ 任期 平成 26 年 12 月 31 日任期満了 初就任 平成 19 年 1 月 1 日就任 2 期目 (任期 4 年)</p> <p>○ 選任予定者</p>																					
議案第 69 号	茨木市監査委員選任につき同意を求めることについて																				
<p>○ 現委員 <small>いとう まき</small> 伊 藤 真 紀</p> <p>○ 任期 平成 26 年 12 月 31 日任期満了 初就任 平成 23 年 1 月 1 日就任 1 期目 (任期 4 年)</p> <p>○ 選任予定者</p>																					
議案第 70 号	茨木市職員定数条例の一部改正について																				
<p>○ 消防職員の定数増に伴う所要の改正</p> <p>・改正内容 地震・集中豪雨等の自然災害や、増加する救急需要に対応する消防体制を整備・強化するため、消防職員の定数を増員する。</p> <p>現 行：239 人 → 改正後：280 人</p> <p>・施行日 公布の日</p>																					

議案第 71 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
<p>○ 平成 26 年人事院勧告に基づく給与改定の実施に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年人事院勧告に基づく給与改定 <ul style="list-style-type: none"> ア 給料表 平均給与改定率 +0.3% イ 通勤手当 <ul style="list-style-type: none"> 交通用具利用者に係る通勤手当を 100 円～7,100 円引き上げる。 ウ 勤勉手当 <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 26 年度 支給月数 <ul style="list-style-type: none"> 一般職員 (+0.15 月分) 6 月：改定なし、12 月：0.675 月分 → 0.825 月分 再任用職員 (+0.05 月分) 6 月：改定なし、12 月：0.325 月分 → 0.375 月分 (2) 平成 27 年度以降 支給月数 <ul style="list-style-type: none"> 一般職員 (+0.15 月分) 1.35 月分 → 1.5 月分 <ul style="list-style-type: none"> 6 月・12 月 0.675 月分 → 0.75 月分 再任用職員 (+0.05 月分) 0.65 月分 → 0.7 月分 <ul style="list-style-type: none"> 6 月・12 月 0.325 月分 → 0.35 月分 ・ 関係条例の一部改正 (期末手当 +0.15 月分) <ul style="list-style-type: none"> 茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ・ 施行日 <ul style="list-style-type: none"> アイ 公布の日 (平成 26 年 4 月 1 日適用) ウ (1) 公布の日 (平成 26 年 12 月 1 日適用) ウ (2) 平成 27 年 4 月 1 日 	
議案第 72 号	茨木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
<p>○ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な内容 <ul style="list-style-type: none"> 指定介護予防支援事業者等の指定基準 (人員及び運営に関する基準等) を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ① 指定に必要な申請者の要件 ② 人員及び運営に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> 従業者の員数、サービス提供困難時の対応、設備及び備品等、記録の整備 (介護予防支援の完結日から <u>5 年間</u>保存) 等 <ul style="list-style-type: none"> 【市独自基準】※国基準：2 年間 ③ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> サービス提供にあたっての基本取扱方針、具体的取扱方針 (医療サービスとの連携等) ・ 施行日 平成 27 年 4 月 1 日 	

議案第 73 号	茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について 19 頁参照
----------	---

○ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う条例の制定

・ 主な内容

地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施についての人員及び運営等の基準を定める。

①基本方針

ア 各被保険者の状況等に応じて、対象サービス等が利用できるように導き、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことが出来るようにする。

イ 茨木市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保する。

②職員に係る基準及び職員数

日常生活圏域の第 1 号被保険者数が概ね 3,000 人～6,000 人未満ごとに配置すべき包括的支援事業に専従する常勤職員の員数

ア 保健師その他これに準ずる者 1 人

イ 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1 人

※ただし、特例的に次のとおりの配置が可能

A 概ね 1,000 人未満 上記ア～ウのうちから 1 人又は 2 人

B 概ね 1,000 人以上 2,000 人未満 上記ア～ウのうちから 2 人（1 人は専従）

C 概ね 2,000 人以上 3,000 人未満 上記ア 1 人及びイウのうちから 1 人

・ 施行日 平成 27 年 4 月 1 日

議案第 74 号	茨木市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について
----------	----------------------------

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴う所要の改正

・ 改正内容

第 2 条第 1 項第 3 号に規定されている助成対象者を変更する。

（現 行）特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する疾患（56 疾患）を有する者



（改正後）特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する疾患のうち、国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患（53 疾患）を有する者

・ 施行日 平成 27 年 1 月 1 日

議案第 75 号	児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について																							
<p>○ 児童福祉法の改正に伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容 児童福祉法の改正に伴い、茨木市立児童発達支援センター条例、茨木市立障害福祉センター条例、茨木市こども健康センター条例の引用条項番号を改める。</p> <p>・ 施行日 平成27年1月1日</p>																								
議案第 76 号	茨木市立子育て支援総合センター条例の一部改正について																							
<p>○ 一時保育事業利用者の利便性の向上に伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容 一時保育事業利用料表の時間区分を変更する。</p> <table border="0" data-bbox="236 891 1129 1093"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>現 行</th> <th>→</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満児</td> <td>1時間</td> <td>400円</td> <td>→</td> <td>30分ごとに200円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>2,800円</td> <td>→</td> <td>上限2,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上児</td> <td>1時間</td> <td>200円</td> <td>→</td> <td>30分ごとに100円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>1,300円</td> <td>→</td> <td>上限1,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 施行日 平成27年4月1日</p>				現 行	→	改正後	3歳未満児	1時間	400円	→	30分ごとに200円	1日	2,800円	→	上限2,800円	3歳以上児	1時間	200円	→	30分ごとに100円	1日	1,300円	→	上限1,400円
		現 行	→	改正後																				
3歳未満児	1時間	400円	→	30分ごとに200円																				
	1日	2,800円	→	上限2,800円																				
3歳以上児	1時間	200円	→	30分ごとに100円																				
	1日	1,300円	→	上限1,400円																				
議案第 77 号	茨木市駐車場条例の一部改正について 20～21 頁参照																							
<p>○ 茨木市モノレール宇野辺駅前自転車駐車場の増設に伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容</p> <p>①駐車場の増設 [名称及び位置等]</p> <p>名 称 茨木市モノレール宇野辺駅前自転車駐車場</p> <p>位 置 茨木市下穂積二丁目346番2、347番3、352番2、352番3、 353番2、 茨木市宇野辺一丁目354番1、1446番、1447番、1450番5、 1451番1</p> <p>車両の種類 自転車</p> <p>②利用料金の減免規定及び還付規定について、文言を整理</p> <p>・ 施行日 ①平成27年4月1日 ②公布の日</p>																								

議案第 78 号	茨木市市民会館条例の一部改正等について (議案第 78 号～第 93 号については 22～27 頁参照)
<p>○ 公の施設使用料の見直し及び市民会館の閉館に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 高校生以下の者で構成される団体が減額される場合について明確化 ② 市外居住者が使用するときの利用料金の加算割合を改定 5割 → 10割 ③ 市民会館の閉館に係る条例の廃止 (閉館予定日：平成28年1月1日) → 閉館を予定しているため、利用料金の改定は行わない。 ・ 関係条例の一部改正 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例 → 第2条中「市民会館」の項目を削除する。 ・ 施行日 <ul style="list-style-type: none"> ①② 平成27年4月1日 ③ 平成28年1月1日 	
議案第 79 号	茨木市福祉文化会館条例の一部改正について
<p>○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用料金の改定 (全日：午前9時から午後10時まで) 文化ホール 41,350円 → 42,200円 ほか ② 高校生以下の者で構成される団体が減額される場合について明確化 ③ 市外居住者が使用するときの利用料金の加算割合を改定 5割 → 10割 ・ 施行日 平成27年4月1日 	
議案第 80 号	茨木市市民総合センター条例の一部改正について
<p>○ 公の施設使用料の見直し及び商品簡易テスト室の廃止に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 利用料金の改定 (全日：午前9時から午後10時まで) センターホール 75,200円 → 76,800円 ほか ② 商品簡易テスト室の廃止 ③ 高校生以下の者で構成される団体が減額される場合について明確化 ④ 市外居住者が使用するときの利用料金の加算割合を改定 5割 → 10割 ・ 施行日 平成27年4月1日 	

議案第 81 号	茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正について						
<p>○ 公の施設使用料の見直し及びコミュニティセンターの新設に伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容</p> <p>① 利用料金の改定（午前：午前9時から午後1時まで） 会議室 800円 → 400円 ほか</p> <p>② 高校生以下の者で構成される団体が減額される場合について明確化</p> <p>③ コミュニティセンターの名称及び位置の追加</p> <table border="0" data-bbox="231 555 1316 672"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨木市立春日コミュニティセンター</td> <td>茨木市上穂積二丁目13番30号</td> </tr> <tr> <td>茨木市立東奈良コミュニティセンター</td> <td>茨木市東奈良三丁目8番5号</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 施行日 平成27年4月1日</p>		名 称	位 置	茨木市立春日コミュニティセンター	茨木市上穂積二丁目13番30号	茨木市立東奈良コミュニティセンター	茨木市東奈良三丁目8番5号
名 称	位 置						
茨木市立春日コミュニティセンター	茨木市上穂積二丁目13番30号						
茨木市立東奈良コミュニティセンター	茨木市東奈良三丁目8番5号						
議案第 82 号	茨木市立生涯学習センター条例の一部改正について						
<p>○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容</p> <p>① 使用料の改定（午前：午前9時から正午まで） きらめきホール 14,400円 → 12,700円 ほか</p> <p>② 高校生以下の者で構成される団体が減額される場合について明確化</p> <p>・ 施行日 平成27年4月1日</p>							
議案第 83 号	茨木市立ギャラリー条例の一部改正について						
<p>○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容</p> <p>① 使用料の改定（1単位 6日間） ギャラリー 88,100円 → 87,000円</p> <p>② 高校生以下の者で構成される団体が減額される場合について明確化</p> <p>・ 施行日 平成27年4月1日</p>							

議案第 84 号	茨木市都市公園条例の一部改正について
<p>○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①使用料の改定（一般：1面1時間） <ul style="list-style-type: none"> ア 庭球場 500円 → 550円 イ 屋内運動場 1,000円 → 1,200円 ② 高校生以下の者で構成される団体が減額される場合について明確化 ・ 施行日 平成27年4月1日 	
議案第 85 号	茨木市運動広場条例の一部改正について
<p>○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①使用料の改定（一般：1面1時間） <ul style="list-style-type: none"> 屋外庭球場 500円 → 550円 ②高校生以下の者で構成される団体が減額される場合について明確化 ・ 施行日 平成27年4月1日 	
議案第 86 号	茨木市立市民体育館条例の一部改正について
<p>○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①使用料の改定（午前：午前9時から正午まで） <ul style="list-style-type: none"> 市民体育館第1体育室 7,000円 → 7,300円 ほか ②高校生以下の者で構成される団体が減額される場合について明確化 ・ 施行日 平成27年4月1日 	

議案第 87 号	茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例の一部改正について																
<p>○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容</p> <p>① 利用時間帯及び利用料の改定</p> <p>ア 午前、午後、夜間の利用時間帯の改定</p> <p>イ 利用料の改定（午前 9 時から午後 1 時まで）</p> <p>大会議室 750 円 → 1,150 円 ほか</p> <p>② 高校生以下の者で構成される団体が減額される場合について明確化</p> <p>③ 市外居住者の利用料金について規定 利用料の額に 10 割の額を加算</p> <p>・ 施行日 平成 27 年 4 月 1 日</p>																	
議案第 88 号	茨木市立男女共生センター条例の一部改正について																
<p>○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容</p> <p>① 利用料の改定（午前：午前 9 時から正午まで）</p> <p>ワムホール 7,600 円 → 7,750 円 ほか</p> <p>② 高校生以下の者で構成される団体が減額される場合について明確化</p> <p>・ 施行日 平成 27 年 4 月 1 日</p>																	
議案第 89 号	茨木市市民農園条例の一部改正について																
<p>○ 公の施設使用料の見直し及び地番確定に伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容</p> <p>① 利用料の改定</p> <table border="0" data-bbox="231 1388 1117 1556"> <tr> <td>ア 総持寺ふれあい農園</td> <td>20,000 円</td> <td>→</td> <td>19,500 円</td> </tr> <tr> <td>イ 山手台ふれあい農園</td> <td>18,000 円</td> <td>→</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 島ふれあい農園</td> <td>18,000 円</td> <td>→</td> <td>17,500 円</td> </tr> <tr> <td>エ 彩都東ふれあい農園</td> <td>15,000 円</td> <td>→</td> <td>15,500 円</td> </tr> </table> <p>② 地番の確定</p> <p>ア 彩都やまぶきふれあい農園 茨木市大字粟生岩阪 244 番 1 → 茨木市彩都やまぶき五丁目 7 番</p> <p>イ 彩都東ふれあい農園 茨木市大字粟生岩阪 398 番 1、398 番 3、398 番 4、399 番、400 番 → 茨木市彩都やまぶき四丁目 154 番 2</p> <p>③ 利用の許可制限の規定に、「暴力団の利益になるとき」を追加</p> <p>・ 施行日 ①アウ平成 29 年 4 月 1 日 ①イ平成 27 年 4 月 1 日 ①エ平成 28 年 4 月 1 日 ②③公布の日</p>		ア 総持寺ふれあい農園	20,000 円	→	19,500 円	イ 山手台ふれあい農園	18,000 円	→	20,000 円	ウ 島ふれあい農園	18,000 円	→	17,500 円	エ 彩都東ふれあい農園	15,000 円	→	15,500 円
ア 総持寺ふれあい農園	20,000 円	→	19,500 円														
イ 山手台ふれあい農園	18,000 円	→	20,000 円														
ウ 島ふれあい農園	18,000 円	→	17,500 円														
エ 彩都東ふれあい農園	15,000 円	→	15,500 円														

議案第 90 号	茨木市里山センター条例の一部改正について
<p>○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①利用料金の改定（午前：午前9時から正午まで） <ul style="list-style-type: none"> 会議室 400円 → 350円 ほか ②高校生以下の者で構成される団体が無料となる場合について明確化 ・ 施行日 平成27年4月1日 	
議案第 91 号	茨木市教育施設等使用条例の一部改正について
<p>○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①使用料の改定（一般：最初の2時間） <ul style="list-style-type: none"> ア 教室又はこれに準ずる室 120円 → 140円 イ 屋内運動場 900円 → 1,000円 ②高校生以下の者で構成される団体が減額される場合について明確化 ③文言の整理 ・ 施行日 ①②平成27年4月1日 ③公布の日 	
議案第 92 号	茨木市公民館条例の一部改正について
<p>○ 公の施設使用料の見直し及びコミュニティセンターへの移行に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①使用時間帯及び使用料の改定 <ul style="list-style-type: none"> ア 午前及び夜間の使用時間帯の改正 イ 各室使用料の改定（大会議室及び多目的ホールは同一の区分に統一する） （午前：午前9時から午後1時まで） <ul style="list-style-type: none"> ・ 大会議室（多目的ホール） 600円 → 1,150円 ・ 会議室等 300円 → 400円 ほか ②高校生以下の者で構成される団体が減額される場合について明確化 ③市外居住者の使用料について規定 使用料の額に10割の額を加算 ④コミュニティセンターへの移行に伴う改定 駐車場使用料に関する規定から「春日公民館」を削除する。 ・ 施行日 平成27年4月1日 	

議案第 93 号	茨木市立青少年センター条例の一部改正について
<p>○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 使用料の改定（午前：午前9時から正午まで） <ul style="list-style-type: none"> ア 青少年ホール 2,300円 → 2,150円 イ 児童室 300円 → 250円 ほか ・ 施行日 平成27年4月1日 	
議案第 94 号	茨木市青少年野外活動センター条例の一部改正について
<p>○ 施設の使用範囲等の変更に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①市外在住者の宿泊施設を第1・2・3キャンプ場とする。 ②使用料を前納しなければならない旨を規定 ・ 施行日 平成27年4月1日 	
議案第 95 号	茨木市総合計画（第5次）基本構想について 28 頁参照
<p>○ 策定の背景 平成27年度からの新しい10年を見通し、めざすべき将来像を描きつつ計画的に施策を推進していくため、茨木市総合計画策定条例に基づき茨木市総合計画（基本構想）を策定する。</p> <p>○ 計画期間 10年間（平成27年度～平成36年度）</p> <p>○ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定に当たって <ul style="list-style-type: none"> ①これまでの茨木市のまちづくり ②茨木の魅力 ③茨木市を取り巻く社会環境 ④市民の思い ⑤計画の位置づけ ・ 計画の構成と期間 ・ 基本構想 <ul style="list-style-type: none"> ①まちづくりの視点 ②スローガン ③まちの将来像とまちづくりを支える基盤の方針 	

- 施設の名称
- ①茨木市立葦原コミュニティセンター
 - ②茨木市立中津コミュニティセンター
 - ③茨木市立庄栄コミュニティセンター
 - ④茨木市立水尾コミュニティセンター
 - ⑤茨木市立郡コミュニティセンター
 - ⑥茨木市立西河原コミュニティセンター
 - ⑦茨木市立穂積コミュニティセンター
 - ⑧茨木市立畑田コミュニティセンター
 - ⑨茨木市立東コミュニティセンター
 - ⑩茨木市立豊川コミュニティセンター
 - ⑪茨木市立彩都西コミュニティセンター
 - ⑫茨木市立三島コミュニティセンター
 - ⑬茨木市立大池コミュニティセンター
- 指定管理者
- ①茨木市新和町 2 1 番 2 7 号
葦原コミュニティセンター管理運営委員会
 - ②茨木市桑田町 1 3 番 2 9 号
中津コミュニティセンター管理運営委員会
 - ③茨木市庄二丁目 2 6 番 1 2 号
庄栄コミュニティセンター管理運営委員会
 - ④茨木市水尾二丁目 9 番 1 5 号
水尾コミュニティセンター管理運営委員会
 - ⑤茨木市郡五丁目 1 2 番 1 1 号
郡コミュニティセンター管理運営委員会
 - ⑥茨木市西河原北町 7 番 2 1 号
西河原コミュニティセンター管理運営委員会
 - ⑦茨木市下穂積一丁目 7 番 5 号
穂積コミュニティセンター管理運営委員会
 - ⑧茨木市畑田町 3 番 6 号
畑田コミュニティセンター管理運営委員会
 - ⑨茨木市学園町 4 番 1 8 号
東コミュニティセンター管理運営委員会
 - ⑩茨木市藤の里二丁目 1 6 番 8 号
豊川コミュニティセンター管理運営委員会
 - ⑪茨木市彩都あさぎ一丁目 3 番 4 号
彩都西コミュニティセンター管理運営委員会
 - ⑫茨木市西河原二丁目 7 番 1 2 号
三島コミュニティセンター管理運営委員会
 - ⑬茨木市舟木町 1 1 番 3 5 号
大池地区自治連絡協議会
- 指定の期間 平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 3 0 年 3 月 3 1 日

議案第 97 号	茨木市立西河原市民プールの指定管理者の指定について
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の名称 茨木市立西河原市民プール ○ 指定管理者 大阪市西区江戸堀一丁目 2 番 1 1 号 シンコースポーツ・日本管財共同事業体 ○ 指定の期間 平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日 	
議案第 98 号	茨木市高齢者活動支援センターの指定管理者の指定について
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の名称 茨木市高齢者活動支援センター シニアプラザいばらき ○ 指定管理者 茨木市駅前二丁目 5 番 2 4 号 シニアネットワークいばらき ○ 指定の期間 平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日 	
議案第 99 号	茨木市多世代交流センターの指定管理者の指定について
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の名称 茨木市福井多世代交流センター ○ 指定管理者 茨木市庄二丁目 7 番 3 5 号 社会福祉法人 秀幸福社会 ○ 指定の期間 平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日 	

議案第 100 号	茨木市多世代交流センター及び茨木市立老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
○ 施設の名称	<ul style="list-style-type: none"> ①茨木市西河原多世代交流センター・茨木市立西河原老人デイサービスセンター ②茨木市葦原多世代交流センター・茨木市立葦原老人デイサービスセンター ③茨木市沢池多世代交流センター・茨木市立沢池老人デイサービスセンター ④茨木市南茨木多世代交流センター・茨木市立南茨木老人デイサービスセンター
○ 指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ①茨木市見付山一丁目3番29号 社会福祉法人 慶徳会 ②茨木市畑田町11番25号 社会福祉法人 茨木厚生会 ③大阪府箕面市白島三丁目5番50号 OSJ・KFKグループ ④大阪府箕面市白島三丁目5番50号 OSJ・SFJグループ
○ 指定の期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日
議案第 101 号	市営土地改良事業の施行について
○	<p>平成26年8月発生の台風11号及び豪雨により被災した農地の災害復旧事業の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業名 農林水産業施設災害復旧事業 ・総事業費 102,573,000円 ・施行場所 茨木市大字上音羽1836番ほか98件 ・事業期間 平成26年12月議決日～平成29年3月31日 ・根拠法 土地改良法第96条の2第2項

議案第 102 号	工事請負契約締結について（市道福井宿久庄線（山麓線 2 工区）橋梁上部工 （第 1・2 橋梁）新設工事） 29 頁参照																																																																																										
<p>○ 契約の方法 一般競争入札</p> <p>○ 契約の金額 195,779,700 円</p> <p>○ 契約の相手方 大阪市北区浪花町 13 番 38 号</p> <p style="text-align: right;">株式会社 香山組 大阪支店 支店長 <small>か やま よし のり</small> 香山 義法</p> <p>○ 工事場所 茨木市大字宿久庄地内</p> <p>○ 工事内容 橋梁上部工（第 1 橋梁）、橋梁上部工（第 2 橋梁）、土工、排水構造物工、舗装工、下水道管路工</p> <p>○ 工事完了予定日 平成 27 年 10 月 30 日</p>																																																																																											
議案第 103 号	平成 26 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 4 号）																																																																																										
<p>○ 補正額 187,619 千円（補正後 89,037,880 千円 － 補正前 88,850,261 千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">（歳 入）</th> <th style="text-align: left;">（歳 出）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 地方特例交付金</td> <td>△4,181 千円</td> <td>・ 人件費</td> <td>497,077 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 分担金及び負担金</td> <td>20,846 千円</td> <td>・ 物件費</td> <td>△63,148 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 使用料及び手数料</td> <td>8,566 千円</td> <td>・ 補助費等</td> <td>193,904 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 国庫支出金</td> <td>103,680 千円</td> <td>・ 投資的経費</td> <td>△448,928 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 府支出金</td> <td>433 千円</td> <td>・ その他の経費</td> <td>8,714 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 諸収入</td> <td>37,975 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 市債</td> <td>20,300 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td>・ 繰越明許費補正</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> （追加）多世代交流センター整備事業</td> <td></td> <td>6,800 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （追加）水路維持事業</td> <td></td> <td>9,100 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （追加）別院町自転車駐車場解体整備事業</td> <td></td> <td>35,815 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> （追加）農林業施設災害復旧事業</td> <td></td> <td>102,573 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td>・ 債務負担行為補正</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> （追加）指定管理者の指定を行う施設について、指定管理の期間及び指定管理料の限度額を設定する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・ コミュニティセンター</td> <td></td> <td>67,500 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・ 西河原市民プール</td> <td></td> <td>330,000 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・ 高齢者活動支援センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設管理経費 90,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・ 多世代交流センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設管理経費 305,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		（歳 入）	（歳 出）	・ 地方特例交付金	△4,181 千円	・ 人件費	497,077 千円	・ 分担金及び負担金	20,846 千円	・ 物件費	△63,148 千円	・ 使用料及び手数料	8,566 千円	・ 補助費等	193,904 千円	・ 国庫支出金	103,680 千円	・ 投資的経費	△448,928 千円	・ 府支出金	433 千円	・ その他の経費	8,714 千円	・ 諸収入	37,975 千円			・ 市債	20,300 千円							・ 繰越明許費補正				（追加）多世代交流センター整備事業		6,800 千円		（追加）水路維持事業		9,100 千円		（追加）別院町自転車駐車場解体整備事業		35,815 千円		（追加）農林業施設災害復旧事業		102,573 千円						・ 債務負担行為補正				（追加）指定管理者の指定を行う施設について、指定管理の期間及び指定管理料の限度額を設定する。				・ コミュニティセンター		67,500 千円		・ 西河原市民プール		330,000 千円		・ 高齢者活動支援センター					施設管理経費 90,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費			・ 多世代交流センター					施設管理経費 305,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費		
（歳 入）	（歳 出）																																																																																										
・ 地方特例交付金	△4,181 千円	・ 人件費	497,077 千円																																																																																								
・ 分担金及び負担金	20,846 千円	・ 物件費	△63,148 千円																																																																																								
・ 使用料及び手数料	8,566 千円	・ 補助費等	193,904 千円																																																																																								
・ 国庫支出金	103,680 千円	・ 投資的経費	△448,928 千円																																																																																								
・ 府支出金	433 千円	・ その他の経費	8,714 千円																																																																																								
・ 諸収入	37,975 千円																																																																																										
・ 市債	20,300 千円																																																																																										
・ 繰越明許費補正																																																																																											
（追加）多世代交流センター整備事業		6,800 千円																																																																																									
（追加）水路維持事業		9,100 千円																																																																																									
（追加）別院町自転車駐車場解体整備事業		35,815 千円																																																																																									
（追加）農林業施設災害復旧事業		102,573 千円																																																																																									
・ 債務負担行為補正																																																																																											
（追加）指定管理者の指定を行う施設について、指定管理の期間及び指定管理料の限度額を設定する。																																																																																											
・ コミュニティセンター		67,500 千円																																																																																									
・ 西河原市民プール		330,000 千円																																																																																									
・ 高齢者活動支援センター																																																																																											
	施設管理経費 90,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費																																																																																										
・ 多世代交流センター																																																																																											
	施設管理経費 305,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費																																																																																										

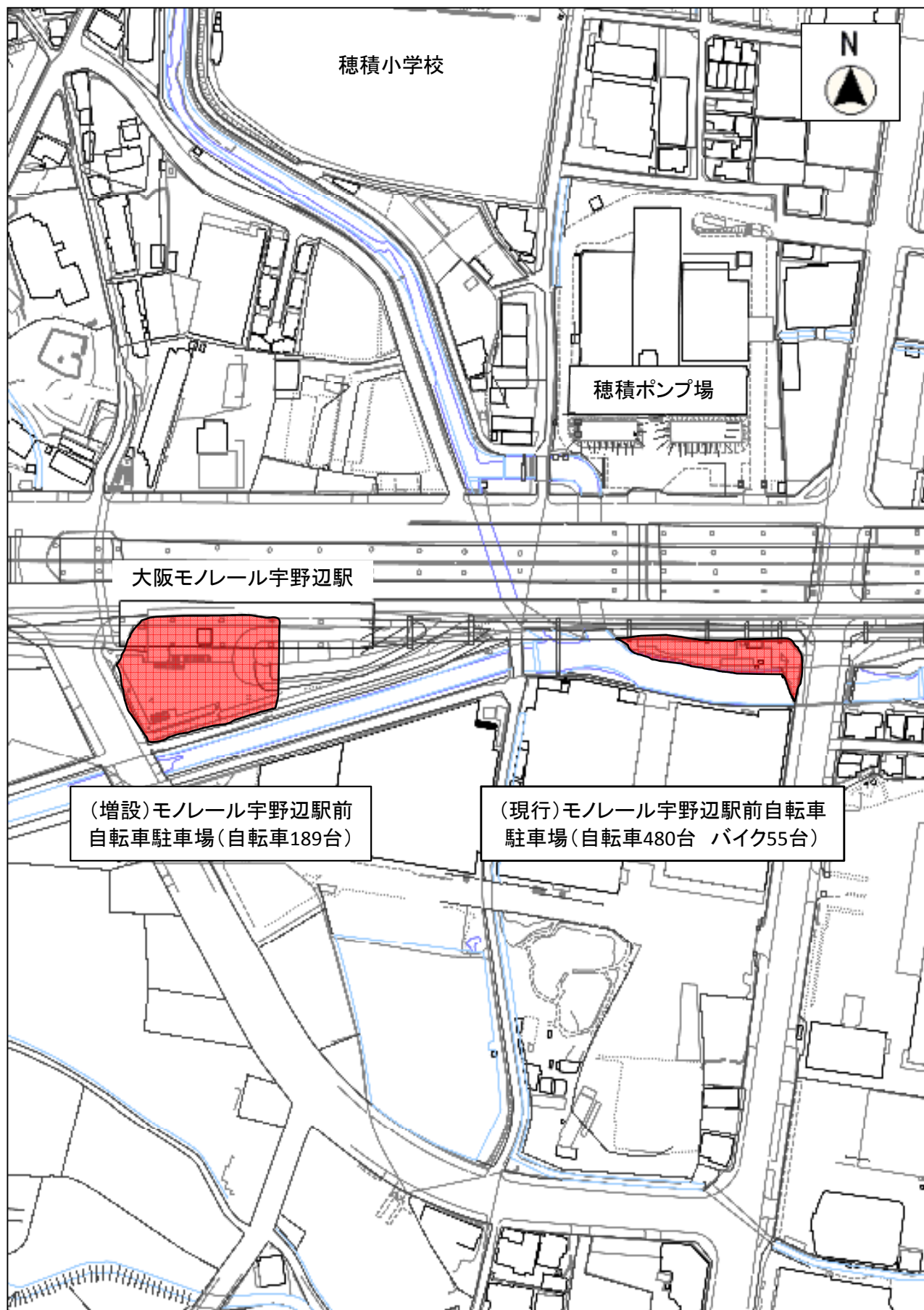
議案第 104 号	平成 26 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）																								
○ 補正額 11,668 千円（補正後 15,307,643 千円－補正前 15,295,975 千円）																									
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(歳入)</td> <td style="width: 50%;">(歳出)</td> </tr> <tr> <td>・繰入金</td> <td>・総務費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">11,668 千円</td> <td style="text-align: right;">11,668 千円</td> </tr> </table>		(歳入)	(歳出)	・繰入金	・総務費	11,668 千円	11,668 千円																		
(歳入)	(歳出)																								
・繰入金	・総務費																								
11,668 千円	11,668 千円																								
議案第 105 号	平成 26 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）																								
○ 補正額 △30,169 千円（補正後 8,408,831 千円－補正前 8,439,000 千円）																									
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(歳入)</td> <td style="width: 50%;">(歳出)</td> </tr> <tr> <td>・国庫支出金</td> <td>・下水道事業費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">△16,600 千円</td> <td style="text-align: right;">△30,169 千円</td> </tr> <tr> <td>・繰入金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">△2,954 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・繰越金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">852 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・諸収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1,933 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・市債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">△13,400 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-top: 10px;"> ・債務負担行為補正 （追加）公共下水道整備事業 8,964 千円 </td> </tr> </table>		(歳入)	(歳出)	・国庫支出金	・下水道事業費	△16,600 千円	△30,169 千円	・繰入金		△2,954 千円		・繰越金		852 千円		・諸収入		1,933 千円		・市債		△13,400 千円		・債務負担行為補正 （追加）公共下水道整備事業 8,964 千円	
(歳入)	(歳出)																								
・国庫支出金	・下水道事業費																								
△16,600 千円	△30,169 千円																								
・繰入金																									
△2,954 千円																									
・繰越金																									
852 千円																									
・諸収入																									
1,933 千円																									
・市債																									
△13,400 千円																									
・債務負担行為補正 （追加）公共下水道整備事業 8,964 千円																									
報告第 24 号	平成 26 年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について																								
○ 平成 26 年 9 月 30 日現在の財政状況の報告																									
報告第 25 号	平成 26 年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について																								
○ 平成 26 年 9 月 30 日現在の業務状況の報告																									

地域包括支援センターの人員配置

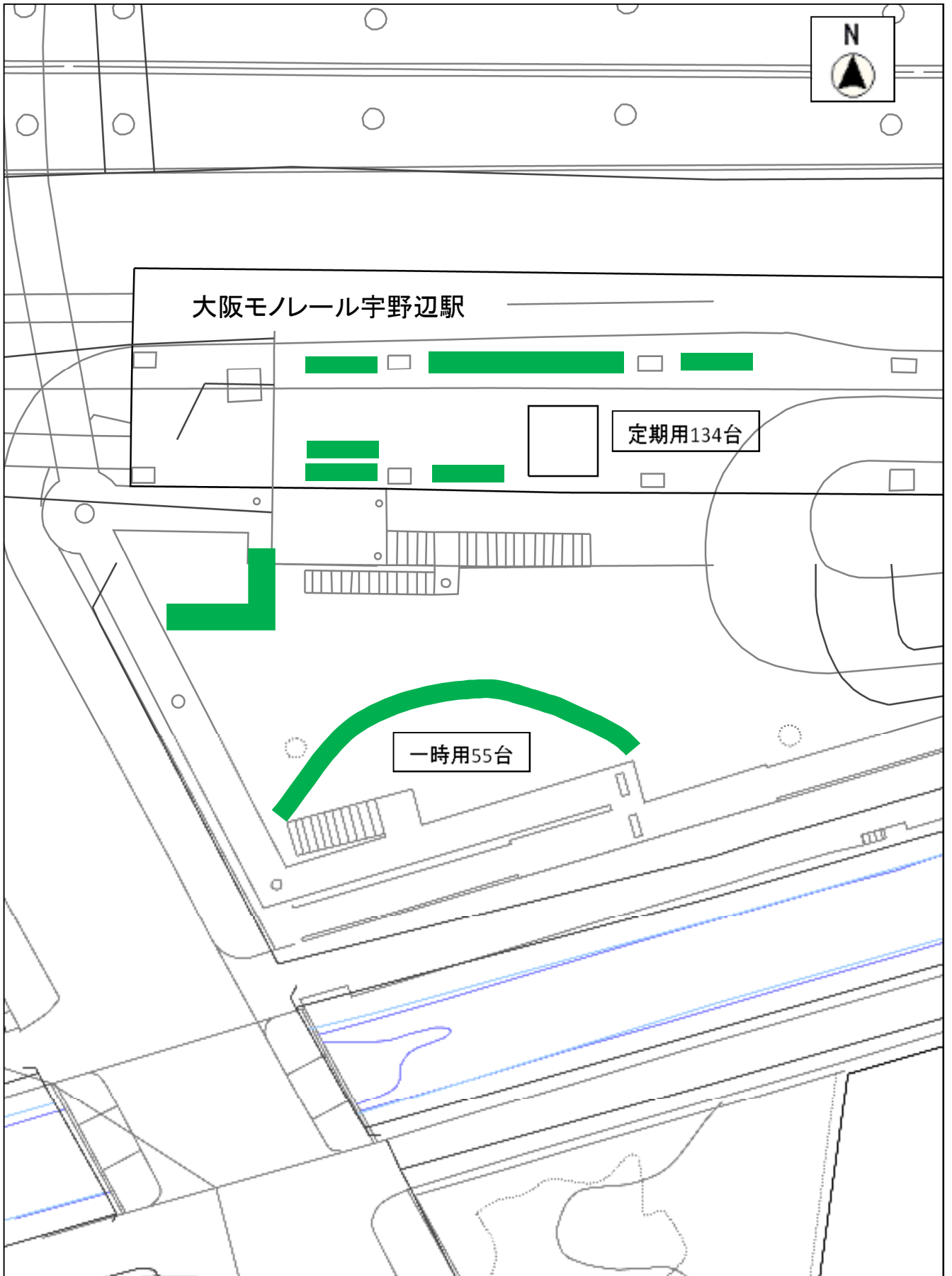
(単位：人)

日常生活圏域		北部地域	中心地域中部	丘陵地域東部	丘陵地域西部	中心地域東部	中心地域西部	南部地域
圏域高齢者人口 (平成26年3月末現在)		958	10,973	6,854	3,465	12,595	12,602	12,494
国の基準	専門職配置人数	1 または 2	3	3	3	3	3	3
	内訳	保健師等	1	1	1	1	1	1
		社会福祉士等	1 または 2	1	1	1	1	1
		主任介護支援専門員等	1	1	1	1	1	1
地域包括支援センター名		社会福祉協議会	天兆園	常清の里	エルダー	春日丘荘	葦原	
茨木市	専門職配置人数 (平成26年10月末現在)	2	6	4	3	7	6	6
	内訳	保健師等		2	2	1	2	2
		社会福祉士等	1	3	1	1	2	2
		主任介護支援専門員等	1	1	1	1	3	2

茨木市モノレール宇野辺駅前自転車駐車場 位置図



茨木市モノレール宇野辺駅前自転車駐車場 増設平面図



公の施設使用料の改定について

1 見直しの基本的な考え方

平成22年度の見直しから4年が経過している公の施設使用料について、前回の外部委員の意見を踏まえ設定した統一的な算定基準により、現状の維持管理経費等をもとに定期的な算定見直しを行い、「利用と負担の公平性の確保」を図る。

- 使用料＝算定基準額×負担割合
- ・算定基準額：利用者に負担をを求める経費で、施設の維持管理経費や総務管理経費等
 - ・負担割合：施設の種類や性質に応じて、利用者に負担をしてもらう割合

2 見直しの内容

- ◎料金算定を行った施設（145の会議室等）のうち約半数の区分において料金が引き下がることとなり、施設の利用が促進される。
- ◎これまで料金差が生じていたコミュニティセンター、公民館、いのち・愛・ゆめセンターの「地域集会施設」において、基本とする料金算定の考え方に沿って統一化を図る。
- ◎高校生以下の団体利用料金の適用基準を整理し、さらなる利用促進を図る。

(1) 対象施設について

現状の維持管理経費等をもとに、各施設の会議室等の料金を改定（引上げ・引下げ等）する。また、宿泊を伴う施設や個人利用のプールについては前回に引き続き対象外とする。

- ・21施設の内訳（改定15、現行どおり1、改定なし2、対象外3）

(2) 料金の改定状況について

各施設の料金については、145の区分のうち約半数の80区分の料金が引下げとなるため、引上げとなる対象は全体の20%にとどまり、料金収入全体では3%の引下げとなる。

- ・145区分の内訳（引上げ31、引下げ80、現行どおり22、改定なし12）

(3) 地域集会施設の料金統一について

前回の改定では、コミュニティセンター、公民館、いのち・愛・ゆめセンターの3施設については、地域活動の推進を図る「地域集会施設」として、同一の面積単価を用い使用料を算定したが、一度に料金を統一することに伴う急激な変化を緩和したため、料金の差が生じている状況にあることから、今回の改定では、3施設の使用料は、基本とする料金算定の考え方に沿って統一化を図る。

◎各室使用料

区分	現行料金（円）			統一料金	増減額（円）	
	コミセン（13h）	公民館（13h）	料金差		コミセン（13h）	公民館（13h）
会議室等	2,400	1,100	1,300	1,250	△ 1,150（48%減）	150（14%増）
和室	3,600	1,250	2,350	1,250	△ 2,350（65%減）	0（増減無）
実習室	4,800	1,350	3,450	1,900	△ 2,900（60%減）	550（41%増）
多目的室等	6,000	2,200	3,800	3,750	△ 2,250（38%減）	1,550（70%増）

※愛センターについては、同一単価により12.5hで積算を行う

※ 料金の統一化に伴い、コミュニティセンターの使用料が下がることとなるため、利用者が負担する使用料以外の部分については、新たに（稼働率に見合った）指定管理料として市が負担する。

(4) 高校生以下の団体利用料金について

子どもの健全な育成を図る活動を支援するため設定している「高校生以下の団体利用料金」について、適正性の確保及び制度適用の趣旨を鑑み、更なる統一的な運用に向け適用基準を見直す。

○適用不可の利用を「※企業が主催する活動、教室等」に限定し、個人教室等の利用については、高校生以下料金を適用することとし、統一的な運用を図る。

※ 個人等が企業に加盟して行う活動及び企業の商標や権利等を有して行う活動を含む。

○適用不可の基準に「高校生以下の者が2人未満で、または高校生以下の者が半数に満たない活動（障害児及び乳幼児の活動は除く）」を追加し、適用の明確化を図る。

(5) 施設のキャンセル料について

① 割合の統一

キャンセル料について、多くの施設が5割（5割払い戻し）となっていることから、5割でない一部の施設について5割に統一する。

② 発生時期の見直し

申込（許可）時から発生していたキャンセル料について、申込期間が概ね2か月以上ある施設については、申込（受付）の開始日から1か月間の取消しは、キャンセル料がかからない（全額還付）期間を設定する。（ホール等を除く）

(例) 申込が3か月前から可能な施設のキャンセル料⇒利用日から起算して2か月前から発生
申込が6か月前から可能な施設のキャンセル料⇒利用日から起算して5か月前から発生

(6) 施設の市外料金について

市外料金について多くの施設が2倍となっていることから、2倍でない一部の施設について2倍に統一する。

3 料金適用の考え方について

これまでの改定時の対応と同様に、新料金の適用は、以下の理由から施行日（平成27年4月1日）以降の申込（許可）分とし、それ以前の申込（許可）分については、経過措置を設け従前（旧料金の適用）によることとする。

① 使用料は申込（許可）時点の料金を適用

施設等の使用料は、利用者が選択する将来の利用日について、事前の申込みを許可することにより、その使用权が確約されることになるため、利用日時点の料金ではなく、その事実が確定した時点となる申込（許可）時点の料金を適用する。

② 公平性・公正性の確保の必要性

使用料の改定は、「利用と負担の公平性の確保」により適正な税配分を維持し公正な行財政運営を行うための取組みであり、統一的な算定基準で適切に料金を算定した結果、引上げとなる施設も引下げとなる施設も利用者に対し公平に対応する必要がある。

したがって、市は公平で公正な行財政運営を確保するため、一定の経過措置を講じつつ、新料金へ移行する。

使用料の改定状況について

	対象施設	対象区分	内訳			
			引上	引下	現行どおり	改定なし
1	市民会館 ユーアイホール	11				11
2	市民活動センター	1				1
3	福祉文化会館 オークシアター	10	4	4	2	
4	市民総合センター クリエイトセンター	19	2	17		
5	男女共生センター ローズWAM	15	2	13		
6	生涯学習センター きらめき	29	1	28		
7	コミュニティセンター	4		4		
8	公民館	4	3		1	
9	いのち・愛・ゆめセンター	9	3	4	2	
10	体育館(都市公園西河原屋内運動場含む)	10	8		2	
11	豊川いのち・愛・ゆめセンター(体育室・トレーニング室)	2	1	1		
12	運動場・庭球場・弓道場・フットサル場	5	1		4	
13	里山センター	6	2	2	2	
14	市民農園	8	2	2	4	
15	小・中学校、幼稚園(目的外使用)	3	2		1	
16	市立ギャラリー	1		1		
17	天文観覧室	1			1	
18	青少年センター	7		4	3	
		145	31	80	22	12

改定する使用料の算出状況

○「算出料金」は算定式により算出した改定の基礎となる料金である。

○「改定料金」は算出料金をもとに設定した全日使用の額であり、各時間割料金についてはその範囲内で設定する。

名 称	料 金 区 分			料 金				
	部 屋 等 別	分 類	区 分	算出料金 (円)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定率 (%)	増減額 (円)
福祉文化会館 使用料	文化ホール ※1	ホール	平日・全日(9-22)	42,230	37,210	37,980	2.1	770
			土日祝・全日(9-22)		41,350	42,200	2.1	850
	101号室	会議室	全日(9-22)	4,990	4,950	4,950	0.0	0
	201号室	会議室	全日(9-22)	4,990	4,950	4,950	0.0	0
	202号室	会議室	全日(9-22)	8,079	8,000	8,050	0.6	50
	203号室	会議室	全日(9-22)	5,982	5,900	5,950	0.8	50
	和室(204号室)	会議室	全日(9-22)	3,504	4,100	3,500	-14.6	-600
	301号室	会議室	全日(9-22)	4,990	5,100	4,950	-2.9	-150
	302号室	会議室	全日(9-22)	16,297	17,600	16,250	-7.7	-1,350
	303号室	会議室	全日(9-22)	10,210	14,300	11,400	-20.3	-2,900
楽屋	会議室	全日(9-22)	4,242	4,100	4,200	2.4	100	
市民総合センター 使用料	センターホール ※1	ホール	平日・全日(9-22)	76,805	67,680	69,120	2.1	1,440
			土日祝・全日(9-22)		75,200	76,800	2.1	1,600
	多目的ホール	ホール・特別	全日(9-22)	27,907	27,200	27,900	2.6	700
	101号室	会議室	全日(9-22)	3,503	4,100	3,500	-14.6	-600
	102号室	会議室	全日(9-22)	3,757	4,100	3,750	-8.5	-350
	103号室	会議室	全日(9-22)	3,897	4,100	3,850	-6.1	-250
	201号室	会議室	全日(9-22)	3,679	4,100	3,650	-11.0	-450
	202号室	会議室	全日(9-22)	4,920	5,100	4,900	-3.9	-200
	203号室	会議室	全日(9-22)	4,920	5,100	4,900	-3.9	-200
	204号室	会議室	全日(9-22)	4,354	6,200	4,950	-20.2	-1,250
	研修室	会議室	全日(9-22)	7,569	7,950	7,550	-5.0	-400
	302号室	会議室	全日(9-22)	5,251	6,200	5,250	-15.3	-950
	303号室	会議室	全日(9-22)	5,471	6,200	5,450	-12.1	-750
	304号室	会議室	全日(9-22)	7,379	7,950	7,350	-7.5	-600
	和室	会議室	全日(9-22)	8,167	11,150	8,900	-20.2	-2,250
	控室	会議室	全日(9-22)	2,208	3,150	2,500	-20.6	-650
	第1楽屋	会議室	全日(9-22)	1,901	2,050	1,900	-7.3	-150
	第2楽屋	会議室	全日(9-22)	1,901	2,050	1,900	-7.3	-150
	生活実習室	特別室	全日(9-22)	8,019	8,250	8,000	-3.0	-250
	工芸創作室	特別室	全日(9-22)	8,019	8,250	8,000	-3.0	-250
男女共生センター 使用料	ワムホール	ホール	全日(9-21:30)	28,497	27,800	28,450	2.3	650
	控室1	会議室	全日(9-21:30)	913	1,500	1,200	-20.0	-300
	控室2	会議室	全日(9-21:30)	1,127	1,500	1,200	-20.0	-300
	ローズホール	特別室	全日(9-21:30)	9,132	11,100	9,100	-18.0	-2,000
	ファミリールーム	会議室	全日(9-21:30)	941	1,500	1,200	-20.0	-300
	料理工房	特別室	全日(9-21:30)	8,662	11,000	8,800	-20.0	-2,200
	和室	会議室	全日(9-21:30)	3,927	11,000	8,800	-20.0	-2,200
	会議室401	会議室	全日(9-21:30)	1,728	3,800	3,000	-21.1	-800
	会議室402	会議室	全日(9-21:30)	2,524	3,800	3,000	-21.1	-800
	会議室403	会議室	全日(9-21:30)	992	1,500	1,200	-20.0	-300
	セミナー室404	会議室	全日(9-21:30)	2,524	3,800	3,000	-21.1	-800
	セミナー室405	会議室	全日(9-21:30)	4,086	4,100	4,050	-1.2	-50
	研修室501	会議室	全日(9-21:30)	4,783	4,700	4,750	1.1	50
	研修室502	会議室	全日(9-21:30)	5,836	7,000	5,800	-17.1	-1,200
	控室503	会議室	全日(9-21:30)	956	1,500	1,200	-20.0	-300
	生涯学習センター 使用料	きらめきホール	ホール・特別	全日(9-22)	46,557	52,800	46,550	-11.8
和室(全室)		会議室	全日(9-22)	-	6,900	5,450	-21.0	-1,450
和室(半室1)		会議室	全日(9-22)	2,516	4,100	3,250	-20.7	-850
和室(半室2)		会議室	全日(9-22)	1,565	2,800	2,200	-21.4	-600

改定する使用料の算出状況

名 称	料 金 区 分			料 金				
	部 屋 等 別	分 類	区 分	算出料金 (円)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定率 (%)	増減額 (円)
生涯学習センター 使用料	控室 1	会議室	全日(9-22)	1,398	1,700	1,350	-20.6	-350
	控室 2	会議室	全日(9-22)	559	600	550	-8.3	-50
	控室 3	会議室	全日(9-22)	1,048	1,100	1,000	-9.1	-100
	親子室	会議室	全日(9-22)	699	700	650	-7.1	-50
	研修室301	会議室	全日(9-22)	4,403	4,600	4,400	-4.3	-200
	研修室302	会議室	全日(9-22)	5,940	6,300	5,900	-6.3	-400
	研修室303	会議室	全日(9-22)	5,870	6,300	5,850	-7.1	-450
	研修室304	会議室	全日(9-22)	7,478	7,700	7,450	-3.2	-250
	会議室305	会議室	全日(9-22)	6,220	6,300	6,200	-1.6	-100
	会議室306	会議室	全日(9-22)	2,097	2,300	2,050	-10.9	-250
	会議室307	会議室	全日(9-22)	2,097	2,300	2,050	-10.9	-250
	学習室401	会議室	全日(9-22)	4,403	4,900	4,400	-10.2	-500
	学習室402	会議室	全日(9-22)	4,263	4,900	4,250	-13.3	-650
	学習室403	会議室	全日(9-22)	4,263	4,900	4,250	-13.3	-650
	学習室404	会議室	全日(9-22)	4,263	4,900	4,250	-13.3	-650
	学習室405	会議室	全日(9-22)	4,263	4,900	4,250	-13.3	-650
	学習室406	会議室	全日(9-22)	2,376	2,800	2,350	-16.1	-450
	陶芸室	特別室	全日(9-22)	7,645	7,800	7,600	-2.6	-200
	工芸室	特別室	全日(9-22)	11,002	11,300	11,000	-2.7	-300
	アトリエ	特別室	全日(9-22)	8,857	9,100	8,850	-2.7	-250
	多目的スタジオ	特別室	全日(9-22)	11,841	12,200	11,800	-3.3	-400
	録音スタジオ	特別室	全日(9-22)	2,144	2,200	2,100	-4.5	-100
	音楽スタジオ	特別室	全日(9-22)	1,492	1,400	1,450	3.6	50
食工房	特別室	全日(9-22)	8,391	8,600	8,350	-2.9	-250	
IT学習室	特別室	全日(9-22)	8,671	13,200	10,550	-20.1	-2,650	
コミュニティ センター使用料	会議室	地域施設	全日(9-22)	1,256	2,400	1,250	-47.9	-1,150
	和室	地域施設	全日(9-22)	1,275	3,600	1,250	-65.3	-2,350
	多目的室	地域施設	全日(9-22)	3,763	6,000	3,750	-37.5	-2,250
	実習室	地域施設	全日(9-22)	1,926	4,800	1,900	-60.4	-2,900
公民館使用料	大会議室・多目的ホール	地域施設	全日(9-22)	3,763	2,200	3,750	70.5	1,550
	会議室等	地域施設	全日(9-22)	1,256	1,100	1,250	13.6	150
	和室	地域施設	全日(9-22)	1,275	1,250	1,250	0.0	0
	実習室	地域施設	全日(9-22)	1,926	1,350	1,900	40.7	550
いのち・愛・ゆめ センター使用料	大会議室	地域施設	全日(9-21:30)	3,618	2,250	3,600	60.0	1,350
	料理教室等	地域施設	全日(9-21:30)	1,851	1,350	1,850	37.0	500
	会議室等	地域施設	全日(9-21:30)	1,207	1,200	1,200	0.0	0
	和室等	地域施設	全日(9-21:30)	1,226	1,200	1,200	0.0	0
	小会議室	地域施設	全日(9-21:30)	621	750	600	-20.0	-150
	多目的室(分館)	地域施設	全日(9-21:30)	2,225	1,500	2,200	46.7	700
	調理実習室(分館)	地域施設	全日(9-21:30)	834	1,050	800	-23.8	-250
	研修室・工作室等(分館)	地域施設	全日(9-21:30)	596	900	550	-38.9	-350
音楽室(分館)	地域施設	全日(9-21:30)	1,292	2,400	1,250	-47.9	-1,150	
市民体育館使用料	第1体育室	体育館	全日(9-21:30)	29,103	28,000	29,100	3.9	1,100
	第2・3・4・5体育室	体育館	全日(9-21:30)	5,834	5,800	5,800	0.0	0
	第1・2会議室	体育館	全日(9-21:30)	1,171	1,050	1,150	9.5	100
福井市民体育館使用料	体育室	体育館	全日(9-21:30)	14,552	13,950	14,550	4.3	600
	多目的室	体育館	全日(9-21:30)	2,917	2,800	2,900	3.6	100
東市民体育館・ 南市民体育館 使用料	アリーナ	体育館	全日(9-21:30)	29,103	28,000	29,100	3.9	1,100
	体育室・多目的室	体育館	全日(9-21:30)	5,834	5,800	5,800	0.0	0
	会議室	体育館	全日(9-21:30)	1,171	1,050	1,150	9.5	100
	研修室	体育館	全日(9-21:30)	1,171	1,050	1,150	9.5	100

改定する使用料の算出状況

名 称	料 金 区 分			料 金				
	部 屋 等 別	分 類	区 分	算出料金 (円)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定率 (%)	増減額 (円)
西河原公園北	屋内運動場（体育館区分）		1時間あたり	2,328	1,000	1,200	20.0	200
豊川いのち・愛・ゆめ センター使用料	体育室	体育室	全日(9:15-21:15)	4,512	4,000	4,500	12.5	500
	トレーニング室	体育室	全日(9:15-21:15)	948	2,000	1,600	-20.0	-400
運動広場・ 都市公園 使用料	運動場		1時間あたり	554	550	550	0.0	0
	庭球場（屋外）		1時間あたり	554	500	550	10.0	50
	庭球場（屋内）		1時間あたり	681	650	650	0.0	0
	弓道場		3時間あたり	209	200	200	0.0	0
	フットサル場		1時間あたり	817	800	800	0.0	0
里山センター 使用料	研修室		全日(9-17)	809	900	800	-11.1	-100
	会議室		全日(9-17)	809	900	800	-11.1	-100
	木工工作室		全日(9-17)	1,011	900	1,000	11.1	100
	多目的室		全日(9-17)	1,267	900	1,050	16.7	150
	木工室		全日(9-17)	930	900	900	0.0	0
	資材保管庫		年間	1,849	1,800	1,800	0.0	0
ふれあい農園 使用料	銭原ふれあい農園(大)		1面あたり	22,579	22,500	22,500	0.0	0
	銭原ふれあい農園(中)		1面あたり	18,064	18,000	18,000	0.0	0
	銭原ふれあい農園(小)		1面あたり	13,548	13,500	13,500	0.0	0
	総持寺ふれあい農園		1面あたり	19,816	20,000	19,500	-2.5	-500
	山手台ふれあい農園		1面あたり	20,393	18,000	20,000	11.1	2,000
	彩都やまぶきふれあい農園		1面あたり	18,135	18,000	18,000	0.0	0
	島ふれあい農園		1面あたり	17,846	18,000	17,500	-2.8	-500
	彩都東ふれあい農園		1面あたり	15,563	15,000	15,500	3.3	500
小・中学校、幼稚園 使用料(目的外)	プレイルーム・教室等	※2	2時間利用	140	120	140	16.7	20
	屋内運動場	※3	2時間利用	1,100	900	1,000	11.1	100
	運動場・園庭		2時間利用	500	500	500	0.0	0
市立ギャラリー使用料			1単位(6日間)	87,013	88,100	87,000	-1.2	-1,100
天文観覧室	天文観覧室			100	100	100	0.0	0
青少年センター 使用料	青少年ホール		全日(9-22)	8,073	8,500	8,050	-5.3	-450
	料理室		全日(9-22)	967	950	950	0.0	0
	和室		全日(9-22)	1,527	1,500	1,500	0.0	0
	児童室		全日(9-22)	1,052	1,100	1,050	-4.5	-50
	第1会議室		全日(9-22)	983	950	950	0.0	0
	第2会議室		全日(9-22)	1,719	1,750	1,700	-2.9	-50
	音楽視聴覚室		全日(9-22)	3,304	3,450	3,300	-4.3	-150
	合計					1,156,320	1,116,440	-3.4

「改定料金」は50円単位で切り捨てとする。

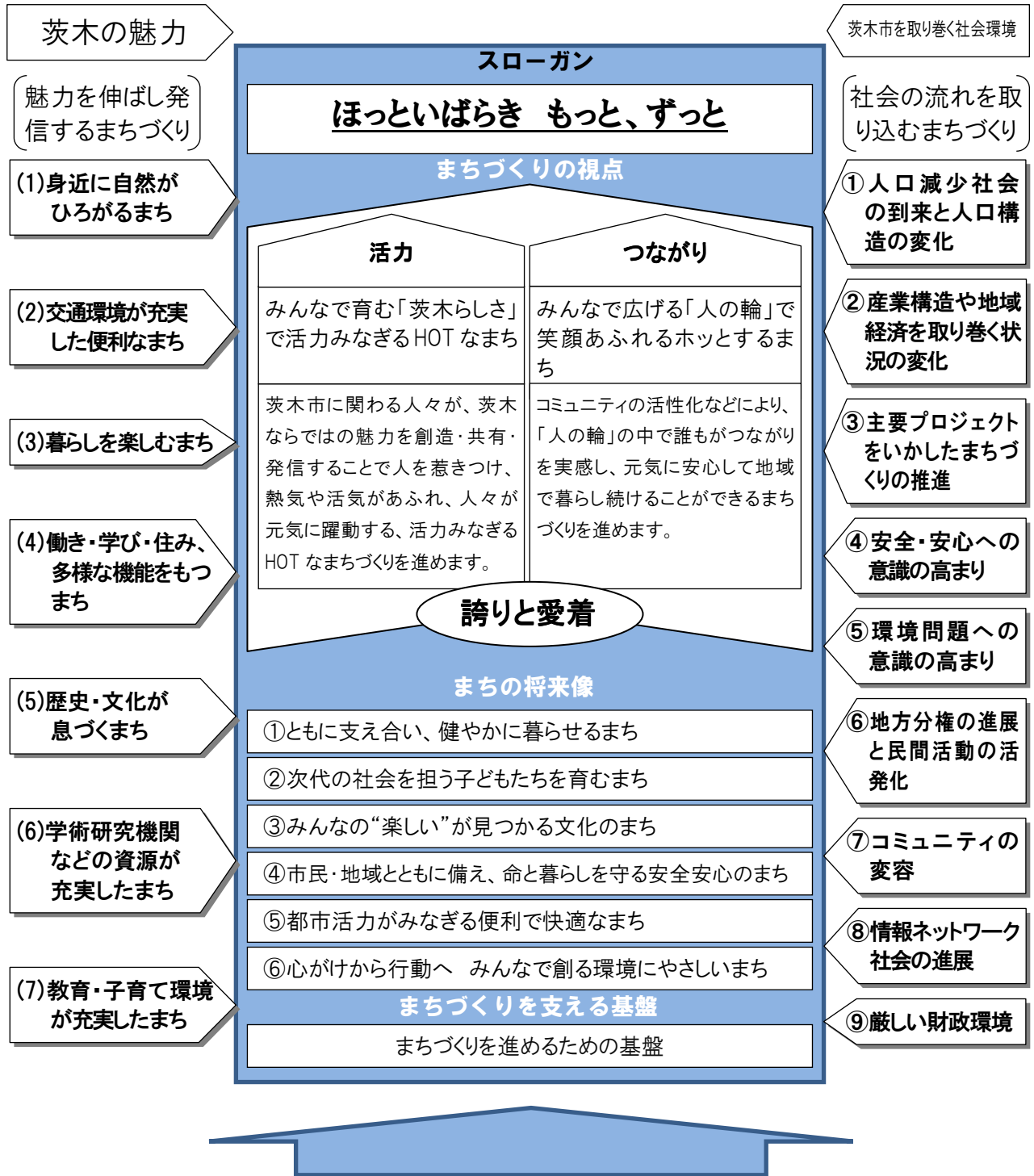
(但し、500円以下の料金区分は10円単位で切り捨て、ふれあい農園は500円単位で切り捨てとする。)

※1： 平日料金は土日祝料金の9/10に相当する額とする。(10円単位切り捨て)

※2： 2時間利用を基本に1時間毎(2時間料金の半額)の追加利用を可能とする。

※3： 改定料金については、同種の施設である公民館・市民体育館・運動広場運動場の時間単価の1/2相当額を基本に算出。

基本構想の概要



市民の思い (市民アンケート、市民ワークショップ)

市民アンケート「住み続けたい理由」の上位5つ

- 住み慣れている、●交通の便が良い、●住環境が良い、●日常生活に必要な施設、ものがそろい便利、●自然環境が良い

市民ワークショップ「住みたいまち」のキーワード

- 商店街をもっと楽しく、●若い世代があつまるまち、●みんなに知ってもらい、伝えたい、●茨木のシンボルがほしい、●活気、つながりのあるまち、●“ほっと”できるまち、●地域、人とのつながり、●子育てしやすいまち、●子ども同士、子と親、親と高齢者のつながり、●お年寄りの手を借りて子どもも安心して暮らせるまち

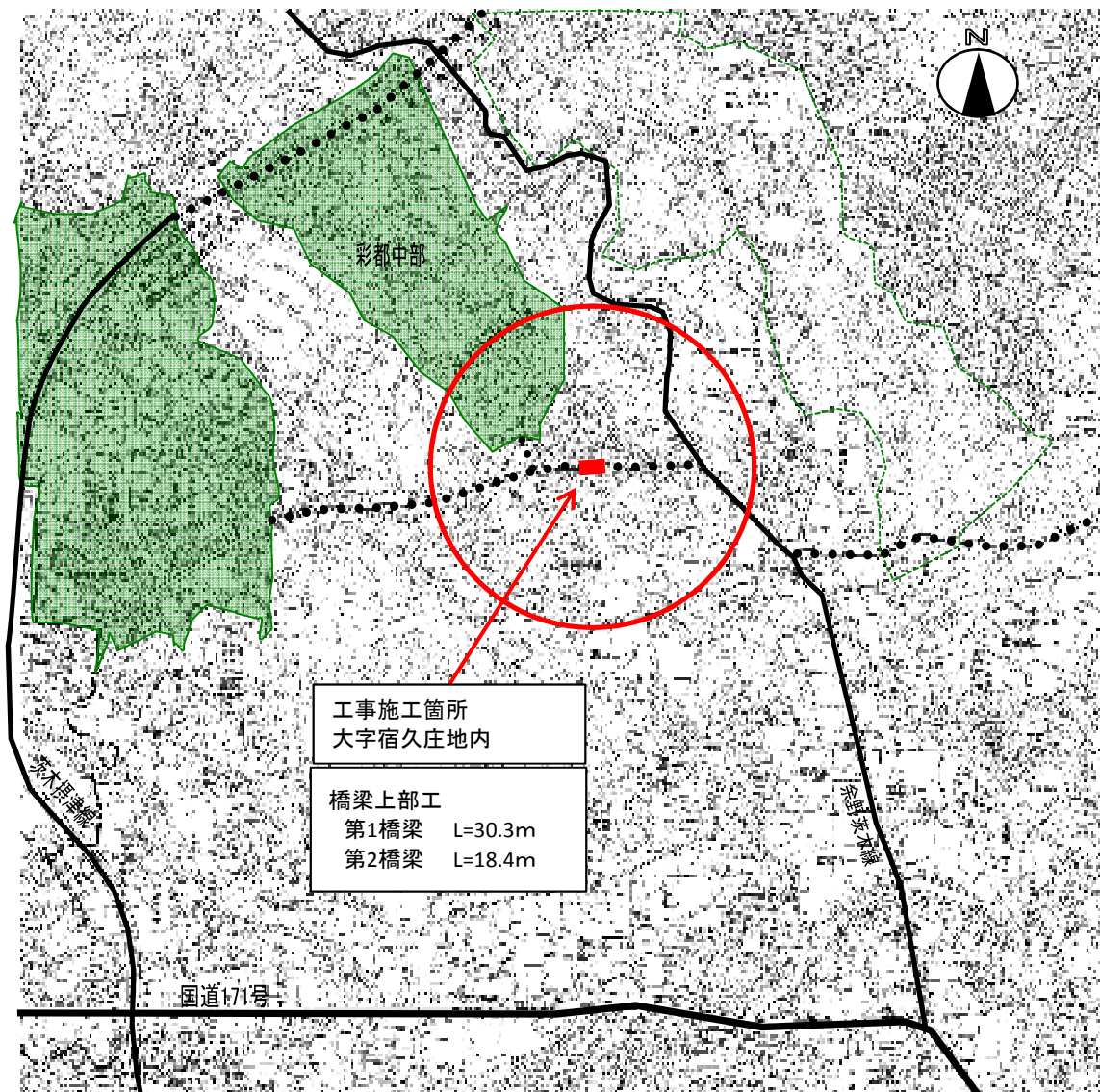
市道福井宿久庄線(山麓線2工区)橋梁上部工(第1・2橋梁)新設工事

工事概要

施工延長 L=100m

橋梁上部工	N=2(第1・2橋梁)
土工	一式
排水構造物工	一式
舗装工	一式
下水道管路工	一式

位置図



平成26年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予算額	左の内訳		備考
		特定財源	一般財源	
9 地方特例交付金	△ 4,181		△ 4,181	地方特例交付金 △4, 181
12 及び負担金	20,846	20,846		農林水産施設災害復旧費分担金 20, 846
13 及び手数料	8,566		8,566	行政財産の目的外使用料 8, 566
14 国庫支出金	103,680	103,680		がんばる地域交付金 71, 926 農林水産施設災害復旧費補助金 43, 174
15 府支出金	433	433		大阪府子どもや女性を犯罪から守る 防犯カメラ設置補助金 500 森林病虫害防除事業補助金 △67
20 諸収入	37,975	37,975		ごみ処理施設等関連収入 20, 000 保険給付金 12, 000 街路整備受託事業負担金 5, 975
21 市債	20,300	20,300		農林業施設災害復旧債 20, 300
補正額 A	187,619	183,234	4,385	
補正前の予算額 B	88,850,261	32,507,056	56,343,205	
補正後の予算額 A + B	89,037,880	32,690,290	56,347,590	

平成26年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳出)

(単位：千円)

款	予算額	消費的経費				投資的経費	その他の経費
		人件費	物件費	扶助費	補助費等		
1 議会費	△ 536	△ 536					
2 総務費	383,644	385,105	△ 12,766		11,305		
3 民生費	246,020	53,195	23,562		152,758	4,837	11,668
4 衛生費	△ 28,999	31,875	△ 59,823			△ 1,051	
6 農林水産業費	△ 15,723	4,956	2,561			△ 23,240	
7 商工費	△ 10,956	△ 7,684			△ 3,272		
8 土木費	△ 503,756	11,711	14,998		33,113	△ 560,624	△ 2,954
9 消防費	34,846	34,846					
10 教育費	△ 63,407	△ 33,218	△ 31,680			1,491	
11 災害復旧費	146,486	16,827				129,659	
補正額 A	187,619	497,077	△ 63,148		193,904	△ 448,928	8,714
補正前の予算額 B	88,850,261	13,715,888	15,616,165	24,279,077	7,537,496	11,271,343	16,430,292
補正後の予算額 A+B	89,037,880	14,212,965	15,553,017	24,279,077	7,731,400	10,822,415	16,439,006

12月補正予算の内容について

1 基本方針

国庫補助金等の歳入の追加及び事業費確定に伴う歳出の減額による財源を活用し、台風や豪雨等によって被災した道路・農地等の災害復旧経費を措置するとともに、高齢者福祉の充実や生活困窮者の自立支援対策など、行政課題の解決に向けた事業の展開を図る。

なお、指定管理者の新規指定及び更新等により、高齢者活動支援センター、多世代交流センター、コミュニティセンター、西河原市民プールについて債務負担行為を設定する。

2 主な内容

(1) 台風・豪雨等の災害対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
台風・豪雨		172,018	82,320	89,698
農林業施設の災害復旧 【繰越明許費】	平成26年8月発生の台風11号及び豪雨により被災した農地の災害復旧を行う。 被災件数：99件（被害総額102,573） 【歳入】耕地等災害復旧費補助金(国) 災害復旧費受益者分担金 市債	87,573	82,320	5,253
道路の災害復旧	平成26年8月発生の台風11号及び豪雨により被災した道路の災害復旧を行う。 被災件数：10件（被害総額62,086）	42,086		42,086
水路護岸等の復旧 【繰越明許費】	台風・豪雨や経年劣化の影響により損壊した水路等の復旧を行う。 被災件数：22件（被害総額20,640）	20,640		20,640
青少年野外活動センター内道路の復旧	平成26年8月発生の台風11号及び豪雨により損壊した青少年野外活動センター内道路の復旧を行う。	2,142		2,142
台風及び豪雨対応に係る時間外休日給手当の追加	台風・豪雨等に係る災害対策本部員及び防災情報伝達員、避難所要員の時間外休日給手当を措置する。 〔災害復旧費〕 ・災害対策本部員 16,827 〔総務費〕 ・防災情報伝達員 2,750 ・避難所要員	19,577		19,577

(2) 高齢者福祉の充実

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
新たな高齢者施策の展開		23,097	1,074	22,023
高齢者活動支援センターの開設	高齢者の居場所と出番の創出や、元気で活動的な高齢者が高齢者を支える地域づくりを推進する拠点を開設するため、老人福祉センター桑田荘を再編する。 【平成27年4月開設予定】 【歳入】高齢者生きがい活動促進事業補助金(国)	5,085	1,074	4,011
多世代交流センターの整備・開設 【繰越明許費】	高齢者の活動拠点や子育て支援の場を開設するため、老人福祉センター(桑田荘除く)を再編する。 【平成27年4月開設予定】 ※中高生の自習室、子ども活動室等は平成27年10月開設予定	18,012		18,012

(3) 生活困窮者対策

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
生活困窮者の自立支援		759		759
自立相談支援員の増	生活困窮者等の世帯に属する子どもに対して学習支援事業を円滑に実施するため、自立相談支援員を増員する。 (現行2人⇒3人へ) [自立相談支援員] 現行：2人(就労担当、住宅支援担当) 拡充：1人(学習支援担当)	759		759

(4) 図書館利用環境の充実

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
図書館の利便性向上		1,491		1,491
図書返却ポストの設置	図書館利用者の利便性向上を図るため、現在整備を進めているJR茨木駅東ロデッキに返却ポストを設置する。 【平成27年4月開始予定】	1,491		1,491

(5) 市営駐車場における課題対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
阪急茨木市駅周辺駐車場の整備		41,151		41,151
自転車駐車場解体整備事業 (別院町駐車場) 【繰越明許費】 37頁参照	別院町自転車駐車場（東棟）の借地部分を返還するため、解体工事を行う。また、解体後、市有地部分に自転車駐車場を新たに整備するための測量設計委託を行う。	35,815		35,815
自転車駐車場の増設 (双葉町駐車場) 37～38頁参照	別院町自転車駐車場（東棟）の解体に伴う駐輪台数の減少に対応するため、双葉町駐車場の自動車駐車場部分を改修して自転車駐車場を増設する。	5,336		5,336
自転車駐車場の増設		8,222		8,222
モノレール宇野辺駅前自転車駐車場の増設	周辺の違法駐輪対策及び駐輪需要等を踏まえ、モノレール宇野辺駅前自転車駐車場を増設する。	8,222		8,222
合 計		49,373		49,373

(6) 法改正に伴う各種システムの対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
法改正対応		16,966	2,394	14,572
社会保障・税番号（マイナンバー）システム	社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、住民記録システム等における情報取り扱いの履歴確認機能等の向上のため、指静脈認証を導入する。	8,467		8,467
児童扶養手当システム	児童扶養手当法が改正され、年金との差額支給が開始されることに伴い、児童扶養手当システムの改修を行う。	5,184		5,184
農地台帳システム	農地法が改正され、農地情報の公表が義務付けられたこと等に伴い、農地台帳システムの改修を行う。 【歳入】農地台帳システム整備事業補助金(国)	3,315	2,394	921

(7) 繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

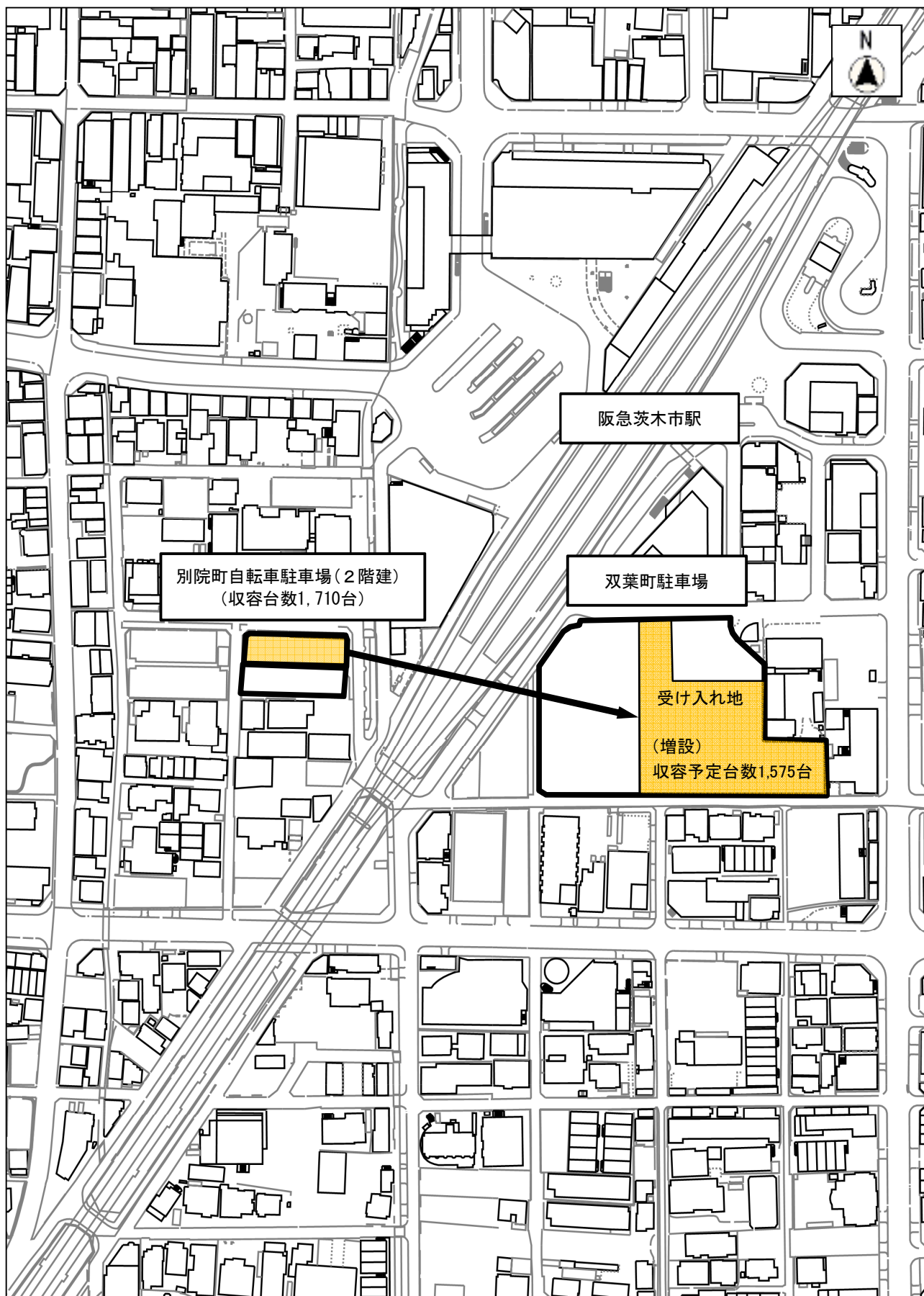
事業	内容等	事業費 限度額
繰越明許費		
多世代交流センター 整備事業	工事の設計に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	6,800
水路維持事業	工事の設計に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	9,100
別院町自転車駐車場 解体整備事業	工事及び設計に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	35,815
農林業施設災害復旧 事業	工事の設計に時間を要し、また被災件数が多いことから、年度内に事業が完了しないため。	102,573
債務負担行為		
コミュニティセン ター指定管理料	コミュニティセンターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期 間〕平成27年度～平成29年度（3年間） 〔限度額〕67,500千円	67,500
西河原市民プール指 定管理料	西河原市民プールの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期 間〕平成27年度～平成31年度（5年間） 〔限度額〕330,000千円	330,000
高齢者活動支援セン ター指定管理料	高齢者活動支援センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期 間〕平成27年度～平成31年度（5年間） 〔限度額〕90,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	施設管理経費 90,000千円 及び市が必要と認める事業 実施経費
多世代交流センター 指定管理料	多世代交流センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期 間〕平成27年度～平成31年度（5年間） 〔限度額〕305,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	施設管理経費 305,000千円 及び市が必要と認める事業 実施経費

(8) 特別会計

(単位：千円)

事業	内容等	事業費
特別会計		
介護保険事業特別会計 (補正第1号)	人事院勧告の反映等に伴う職員給の追加 [歳入]繰入金 11,668 [歳出]総務費 11,668	11,668
公共下水道事業特別会計 (補正第1号)	茨木市水道・下水道事業審議会の設置、下水整備に係る一般会計負担金の追加、人事院勧告の反映等に伴う職員給の追加、事業費の精算に伴う減など [歳入]国庫支出金 △16,600、繰入金△ 2,954 繰越金 852、市債 △13,400 諸収入 1,933 [歳出]下水道事業費 △30,169 [債務負担行為] 下水整備に係る一般会計への負担金について、期間及び限度額を設定する。 公共下水道整備事業 〔期 間〕平成27年度〔限度額〕8,964千円	△30,169

別院町自転車駐車場・双葉町駐車場 位置図



双葉町駐車場 平面図

